

**「（仮称）松戸市虐待防止条例」骨子案に関する意見と市の考え方  
パブリックコメント（意見募集）手続の実施結果を公表します。**

「（仮称）松戸市虐待防止条例」骨子案の作成にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ、4名の方からご意見をいただきました。ご意見の提出ありがとうございました。お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめたのでお知らせいたします。

パブリックコメント手続実施結果の概要

- 1 意見募集期間 令和2年1月6日（月）～ 令和2年2月4日（火）
- 2 意見提出者 4名（賛成意見：4名 反対意見：0名）
- 3 意見総件数 14件
- 4 意見取り下げ 0件
- 5 回答数 14件（意見を受けて加筆・修正したもの3件）

No.	頁	項目	ご意見	市の考え方	修正の有無
1	P1	前文	虐待についての定義が欲しいです。児童虐待防止法第2条による定義は具体的で参考になります。	（仮称）松戸市虐待防止条例（以下「条例」といいます。）における「虐待」の定義については、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待、高齢者虐待防止法第2条第3項に規定する高齢者虐待及び障害者虐待防止法第2条第2項に規定する障害者虐待をいいます。	無
2	P1	1条の目的・理念	虐待をするものとされるものの人権を共に守るという方針は賛成です。しかし虐待されている者の「命と尊厳を守ることを最優先に」ということを掲げておきたいです。虐待防止と一体といわれるDV対策もここに入れたいと思います。	ご指摘の「命と尊厳を守ることを最優先に」については、基本理念の「被養護者等の利益が最大限に考慮されること」などに含まれているものと考えておりますが、その趣旨を徹底する観点から、ご指摘の内容を条例の基本理念に追記します。 また、DV対策は、虐待防止と施策内容が異なるため、直ちにこの条例に取り込むことは困難ですが、今後の検討課題とさせていただきます。	有

3	P2,3	2 責務・役割について	<p>①関係団体、関係行政機関の具体的名前を明記していただきたいです。3以下についても同じです。 千葉県条例第2条には例示されています。「松戸市子ども総合計画」の中の「子どもを守る地域ネットワーク」図を見ると多分こういうものだろうと推測はできますが、ある程度例示が必要と思います。</p> <p>②市、市民、関係団体の責務と地域社会の役割の文が「～を定めます」とくくられています。「定める」の主語は誰ですか？何ですか？ 例えばP.2に「職員の資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずることを定めます」とありますが、「～必要な措置を講ずる」の方がはっきりわかります。</p> <p>③地域社会とは何を指していますか。県の条例9条では「地域で生活し、又は活動する者は」とあります。</p>	<p>①「関係団体」の定義について「学校、社会福祉施設、医療機関その他被養護者等の福祉に業務上関係のある団体又は障害者を雇用する事業主」と規定することを検討しております。</p> <p>②ご指摘の「～を定めます」とは、骨子案2の記載の内容を条例で定めるという趣旨です。</p> <p>③「地域社会」については、字義どおりにとらえています。例えば、広辞苑第7版では、「地域社会」は「一定の地域的範囲の上に、人々が住む環境基盤、地域の暮らし、地域の自治の仕組みを含んで成立している生活共同体」と定義されています。</p>	無
4	P3	3 通告等について	<p>「市は……通告等をしやすい環境づくりに努める」との部分、ワンストップサービスの窓口（現、地域包括センター）の拡充強化という意味で賛成します。児童、高齢者、障害者の虐待を1本の条例にまとめる意義をここに見出します。DV被害も含め、困ったときに駆け込める相談窓口が、身近なところにあることが必要です。「通告の義務」と「通告者の保護」は表裏の関係だと思いますが、ここでも被虐待者の「命と尊厳を守ることを最優先に」ということを掲げたいと思います。</p>	<p>「通告等をしやすい環境づくり」の具体的な取組については、児童、高齢者、障害者の各虐待防止ネットワークや骨子案9の「推進体制の整備」を踏まえて設置する予定の会議で検討を行ってまいります。</p> <p>ご指摘の「命と尊厳を守ることを最優先に」については、基本理念に追記します。</p>	無
5	P3	4 安全の確認を行うための措置等について	<p>「必要に応じ……安全の確認を行うための措置」..を講ずるとありますが、「必要」を誰が何を基準に判断するのかあいまいであると思われます。ここでも被虐待者の「命と尊厳を守ることを最優先に」ということを掲げたいと思います。</p>	<p>関係団体や関係行政機関の協力を得る必要性については、市が、当該通告・相談等の内容を踏まえて、判断いたします。</p> <p>ご指摘の「命と尊厳を守ることを最優先に」については、基本理念に追記します。</p>	無
6	P3,4	5 養護者等・虐待を受けた被養護者等に対する支援について	<p>児童虐待の観点からすれば、養護者と被養護者との記述が逆転していると思います。被養護者の安全の確保が第一であると思います。</p> <p>「地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう…相談、指導、助言」とあるのは、高齢者。障害者を念頭に置いた表現で、被養護者が児童の場合は当てはまらないと思います。</p> <p>まずは安全と安心の確保が必要であり、その上で被虐待者が自尊心を取り戻し、SOSを出すスキルを知るなどエンパワメントの支援が必要です。（野田市報告書 p.101）</p>	<p>養護者等に対する支援と被養護者等に対する支援の順序については、虐待防止条例の目的が「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現すること」としていることから、虐待を行う側である養護者等に対する支援を先に位置付けていますが、ご指摘の趣旨を徹底するため、条例における規定の順序を入れ替えます（被養護者等に対する支援を養護者等に対する支援より先に位置付ける）。</p> <p>また、児童虐待防止法第1条に「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定める」とあるように、児童においても「自立」の概念はあることから、ここでの表現は、児童の場合にも当てはまるものと考えておりますが、特に児童を念頭に置いた内容として「地域において健やかな成長が図られ…」を追記します。</p>	有

7	P3,4	5 養護者等・虐待を受けた被養護者等に対する支援について	加害者支援よりも被害者死亡回避、被害者保護を優先する文面が望ましい。	養護者等に対する支援と被養護者等に対する支援の順序については、虐待防止条例の目的が「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現すること」としていることから、虐待を行う側である養護者等に対する支援を先に位置付けていますが、ご指摘の趣旨を徹底するため、条例における規定の順序を入れ替えます（被養護者等に対する支援を養護者等に対する支援より先に位置付ける）。	有
8	P4	6 相談窓口の整備について	相談窓口の1本化を。被虐待者の「命と尊厳を守ることを最優先に」ということを掲げたいと思います。	相談窓口の在り方については、骨子案6（1）の「相談しやすい環境づくり」という観点から、児童、高齢者、障害者の各虐待防止ネットワークのほか、骨子案9の「推進体制の整備」を踏まえて設置する予定の会議で検討を行ってまいります。 ご指摘の「命と尊厳を守ることを最優先に」については、条例の基本理念に追記します。	無
9	P4,5	7 人材の確保について	専門職の確保、研修の充実に賛成です。研修はNPO法人などによる民間の研修プログラムへの参加も含めて、関係者が意欲をもって取り組める研修を保障すべきです。研修と経験を積んだ職員が機械的な人事異動で持ち場を離れ、支援が途切れることのないような配慮も含めて人材の確保と考えます。	ご賛成いただきありがとうございます。ご意見も踏まえて、人材の育成・確保に取り組んでまいります。	無
10	P5	9 推進体制の整備について	DV被害者も含んだ体制を。被虐待者の「命と尊厳を守ることを最優先に」ということを掲げたいと思います。児童、高齢者、障害者の虐待防止を掲げた統一組織を作るのであれば、連絡調整機関という性格を超えて、その責任者のリーダーシップと権限が保障されなければならないと思います。	骨子案9の「推進体制の整備」を踏まえて、児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待の施策相互の連携が図られた効果的な取組を推進するための会議を設置してまいります。当該取組については、DVも含め、関連する施策との連携にも配慮していきます。 ご指摘の「命と尊厳を守ることを最優先に」については、条例の基本理念に追記します。	無
11	P5	10財政上の措置について	なくてはならない項目です。 野田市の事件について県の検証委員会は、悲惨な結果に至った背景に、人員不足、人材育成の遅れなど「児童相談所」や市の対応力を超えた事例数を指摘（p.58）しており、まさに財政措置が足りなかったということですから、「財政上の措置を講じます」と断定すべきものと思います。	市の予算は、議会の議決を経て成立するため、条例で「財政上の措置を講じます」と断言することは困難ですが、必要な予算を確保できるよう努めてまいります。	無
12		全体	通報番号一本化の実現を明記頂きたい。	ご指摘の通報番号一本化を含めた通報・相談窓口の在り方については、骨子案6（1）の「相談しやすい環境づくり」という観点から、児童、高齢者、障害者の各虐待防止ネットワークや骨子案9の「推進体制の整備」を踏まえて設置する予定の会議で検討を行ってまいります。	無

13	全体	施設内虐待についての記載を明確に行って頂きたい。	<p>ご指摘の施設内虐待については、関係施設を「関係団体」の1つに位置づけ、骨子案2の「「責務・役割」について」にあるように関係団体の責務を定めるとともに、各施策の取組において市との連携が求められることを明記しています。</p> <p>施設内虐待に係る具体的な取組等については、児童、高齢者、障害者の各虐待防止ネットワークや骨子案9の「推進体制の整備」を踏まえて設置する予定の会議で検討を行ってまいります。</p>	無
14	全体	<p>養護者等による虐待を対象とするのみならず、関連する重要な課題（女性への虐待及び養護者等以外による虐待など）への取り組みを明示頂きたい。</p>	<p>ご指摘の関連する重要な課題については、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法で定義された虐待に該当するものではないため、直ちにこの条例に取り込むことは困難ですが、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	無